

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號三第

卷三十三第

行發日一月九年六和昭

論叢

家屋税の累進 法學博士 神戶 正雄
長期波動について 文學博士 高田 保馬

時論

恩給の改革 法學博士 神戶 正雄

研究

米穀を通じて見たると朝鮮と内地との關係 經濟學士 八木芳之助
一般的均衡體系と交換方程式 經濟學士 柴田 敬
信用擴張と銀行流動性 經濟學士 中谷 實
農家における米の販賣 經濟學士 谷口 吉彦

說苑

近江商人と地方金融 經濟學士 菅野和太郎
パースンスの『景氣豫測』 經濟學士 桑原 晋
最近の獨逸財政 經濟學士 大谷 政敬
植民地鐵道政策の意義について 經濟學士 金持 一郎

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

農家における米の販賣 (二・完)

谷 口 吉 彦

目次

- 一、蒐集組織の構成、
- 二、農家の販賣先、
- 三、販賣の數量、
- 四、販賣の建値、(以上前號・以下本號掲載)、
- 五、販賣の態度
- 六、販賣の決濟
- 七、移出地への移動
- 八、結論

五、販賣の態度

農家の販賣の態度が積極的であるか消極的であるか、即ち農家より進んで賣出しに出るか、反對に商人または仲買人より買出しに廻るかは注意を要する問題である。第一に時期によつて、農繁期と農閑期により相違すべく、第二に米價の上昇期と下降期により相違すべく、第三に移出採算の出合ひにより異なるべく、第四に農家販賣の急迫せるか否かにより異なるであらう。けれどもまたこれらの事情の如何に拘らず、各々の地方において一般的に行はるゝ常態があり、或は少くともこれらの事情によつて時々は變動しながらも、その間に支配的なる常態と認めらるゝ形式が存しうるであらう。こゝでは之を問題とする。いま主要移出地におけるこの常態につき主として農家の賣出しの行はるゝ地方と、商人の買出しを主とする地方と、兩者のほゞ同じ程度に行はれる地方とに分ちて調査するときは、第六表の如き結果が得られる。

第六表 農家の販賣態度

府 縣	農家の賣出しを主とする地方*	商人の買出しを主とする地方*	兩者のほぼ對等に行はるゝ地方	府 縣	農家の賣出しを主とする地方	商人の買出しを主とする地方	兩者のほぼ對等に行はるゝ地方
青森 (三)	一	二	一	石川 (六)	一	五	一
岩手 (五)	五	一	一	福井 (六)	二	二	二
宮城 (五)	四	一	一	滋賀 (四)	一	三	三
秋田 (五)	三	一	一	岡山 (六)	一	六	二
山形 (五)	一	五	一	山口 (四)	二	二	一
福島 (六)	一	五	一	香川 (三)	一	一	一
茨城 (四)	一	三	一	佐賀 (二)	一	一	一
栃木 (一)	一	三	一	熊本 (七)	一	七	一
千葉 (六)	二	三	一	大分 (二)	一	一	一
新潟 (六)	一	五	一	計 (八九)	二七	五七	五
富山 (六)	一	五	一	百分比 (一〇〇)	三〇・三	六四・一	五・六

*こゝに『主とする』とは、それが六〇%以上を占むる場合である。

之によりて見る時は、各府縣によりては、何れが支配的なるかゞ分れる。例へば農家賣出しの優勢なるは、岩手、宮城、秋田であり、商人買出しの優勢なるは、山形、福島、茨城、新潟、富山、石川、岡山、熊本であり、兩者のほゞ同様に行はるゝは、千葉、福井、山口等である。之を全體として見るときは、商人の買出しを主とする地方は遙かに多數を占め、農家の賣出しを主とする地方はその半ばにも達しない。

然らば問題は、兩者の何れが取引上有利なるかにある。一般的に言ふ時は、農家の賣出しは農家にとり不利であり、商人にとり有利であるかに見える。賣出しに出るだけ農家の態度を弱める

からである。同様に商人の買出しは商人にとり不利であるが、農家にとり有利であるかに見える。かくして兩者の何れが有利なるかは、何れの立場をとるかによつて全く相反する。これはわれわれが問題を經營的に見る場合に常に見る所である。然るに問題を兩者の經營的見地から離れて、社會經濟上より見て、兩者の何れが望ましき状態であるかを考察するときは、問題は自ら異つてくる。それ故にわれわれの問題としては、兩者の何れが社會經濟上公正なる取引を期待しうるかにある。ここに公正なる取引とは、その地の需給關係と移出先の市況と全國的需給とが、よく兩者の賣買條件ことに賣買價格に反映さるゝ取引を意味する。農家の賣出しは、一面に取引上の弱者となる弱味あると共に、他面には右の意味の市況に通ぜしめる。之に反して商人の買出しは、一面に農家の強味となると共に、他面には農家を市場から隔離して、取引上の無能力たらしめる點において、それは都市消費者に對する小賣商の御用制度に類する。それ故に問題はむしろ賣出しが買出しかといふよりは、兩者の間に存する配給組織の如何にある。例へば別に論ずるが如く、生産地方に正米市場の發達せる場合には、専ら農家の賣出しの行はるゝに拘らず、そこには公正なる取引を期待することが出来るであらう。また販賣組合、農業倉庫による共同販賣の發達せる地方では、たとひ商人の買出しが行はれたとしても、その取引は共同販賣に牽制せられて、公正なる結果を期待することが出来るであらう。

六、販賣の決濟

農家販賣の決濟はいかにして行はるか、即ち現金取引か前拂か後拂かの問題もまた、農家の販賣に關聯して重要な問題である。大規模の地主は姑らく別として、普通の自作および小作の如き小規模生産者にあつては、その年々の運用資金の枯渴するために、現金または肥料等の商品をもつて、前拂の形式において商人より借入るゝものが少くない。それは恰も小規模手工業に對する問屋金融に對應する。その限りでは前拂制度は一の必要なるまたは少くとも避くべからざる金融制度である。けれどもこの種の金融制度は、その反面に取引上の弊害を伴ひ易く、問屋金融または商人金融は、多くの場合に兩者間の商品取引を公正ならしむることは困難である。

然るに後拂制度は恰かもこれとは反對の關係にあるから、それだけでは問屋または商人の金融力を取引上に振ふことはできない。けれどもこれにも種々の弊害を伴ひ易い。謂ゆる『問屋の仕切』^{シキリ}に類する商人の不正は、委託販賣にあらざる場合には之を避けうるとしても、『問屋の難引』^{ナンビキ}に類するものゝ行はれうる餘地はこの場合にも存在しうるのみならず、後拂が前拂と共に行はるゝ場合、即ち問屋または商人の前貸をうけ、その内拂として商品を隨時に提供し、すべての決濟を後の時期まで延期するが如き場合には、農家の地位は殆んど商人の金融力に隸屬することとなり、商品取引の公正の如きは殆んど望み難き状態となる。(註)

(註) 例へば北陸地方には今日なほ『貸米』および『青田賣』の行はれる所がある。『貸米』とは現品を商人に引渡し、概算代金または手附金一割を受取り、或は全く手附金をも受取らず、三ヶ月または六ヶ月、長きは一ヶ年後において、時價にて精算するものである。『青田賣』とはすでに早く植付當時の頃より(七月頃最も多し)十月または十一月渡しの米につき賣買契約をなし、手附金を前拂するものである。近畿・中國地方の酒米の産地にもまた『青田賣』の行はるゝ地方がある。

現金取引はいづれの點より見るも、前拂および後拂に比し、取引の公正を期待しうることも言ふまでもない。従つて之を奨励することは望ましい。けれども單なる現金取引の奨励だけでは、多くの實效を期待しえないであらう。蓋し彼等に缺くる所は、現金取引の意思ではなくして、その能力にあるからである。従つて現金取引の問題は農家金融の問題と結びつく。農業金融の問題は、必ずしも一般に考へらるゝが如き長期信用に限らない。地主金融とは別に、小規模生産者としての自作および小作の年々の金融こそ、最も重要な農家金融の問題ではないか、最近に至つて急速に發展しつゝある産業組合または農業倉庫による金融、および是等の組織による共同販賣の組織は、恐らくこの點に關する將來の方向を暗示するものであらう。

いま主要移出地における農家販賣の決濟方法につき、何れの方法が最も多く現實に行はれつゝあるかを示すため、左に第七表をかゝげる。

第七表 農家販賣の決濟方法

府縣	現金、前拂、後拂	均平							
府縣	100%	0%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	現金、前拂、後拂
青森	100%	0%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	現金、前拂、後拂
岩手	30%	0%	70%	100%	100%	100%	100%	100%	現金、前拂、後拂
宮城	80%	0%	20%	100%	100%	100%	100%	100%	現金、前拂、後拂
秋田	40%	15%	45%	100%	100%	100%	100%	100%	現金、前拂、後拂
山形	70%	0%	30%	100%	100%	100%	100%	100%	現金、前拂、後拂

農家に於ける米の販賣

平均	大分	熊本	佐賀	香川	山口	岡山	滋賀	福井	石川	富山	新潟	千葉	栃木	茨城	福島
津中	瀨高	城小	松高	井柳	戸瀨	濱長	國三	尾七	津魚	山新	子銚	家氏	部友	万多	
厩	厩	厩	厩	厩	厩	厩	厩	厩	厩	厩	厩	厩	厩	厩	厩
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
十一															
十二															
十三															
十四															
十五															
十六															
十七															
十八															
十九															
二十															

之によれば一〇〇%の現金取引をなす地方(弘前・亘理・土崎・下館)もないではない。また前拂

制度が五〇%以上を占める地方（黒澤尻・若松・友部・土浦・龍ヶ崎・松橋・多良木）も少なからず、後拂制度が五〇%以上を占める地方（吉田・直江津・富山・小郡）も稀にはある。かくの如く地方によつて各々相違はあるが、府縣によつて多少の一般性も認められる。試みに平均を見るならば、現金制度の優勢なるは、青森・宮城・秋田・山形・千葉・石川・福井・香川（栃木佐賀を除き）であつて、これらは何れも全國平均の六五%以上を占める。前拂の優勢なるは、岩手・福島・茨城・富山・滋賀・熊本・大分であり平均率以上を占める。後拂は新潟・富山・滋賀・山口に優勢である。

いま假りに全國的平均を見るならば、現金六五%に對し、前拂二三%、後拂一二%となる。この數字が大體の状態を示すものとせば、農家の販賣はなほこの方面に多くの問題が残されてゐると言はねばならぬ。

七、移出地への移動

最後に、農家によつて販賣されたる米はいかなる過程によつて、現實に移出地に向つて移動してゆくかの問題が残る。問題は二つある。一は如何なる種類の運送機關によるか、二は如何なる經費において移動するか、これである。

第一に、農家より移出商人への搬出は、(一)農家自身の手によるか、(二)仲買人・移出商人またはそれらの使用人によるか、(三)専門の搬出業者の手によるかの何れかである。(一)による場合は、之に要する費用は農家の勞賃所得となるか、然らば販賣價格に含まるゝこととなる。(二)または(三)

甲賀・松橋)もあるが、山口縣の一一%を例外として普通は五〇%内外を占め、全體としては四六%に達する。かくしてわれ／＼は大體において四五%内外は専門業者によりて搬出せられ、殘餘の五五%のうちその約半分づゝが、農家と商人によつて搬出されつゝあることを知る。

農家から移出地への物的移動に關する第二の問題は、これに要する費用である。農家の自家搬出による場合は、この費用は農家の勞賃所得となるか又は價格に含まるゝから、農家にとつてはその大小はさしたる問題ではない。然るに商人または専門業者によつて搬出さるゝ場合は、この運賃はそれだけ農家の減損となるから、その大小は直ちに農家經濟に影響する。けれどもこの場合にも移出商人の經營的立場においては、それはさしたる問題とはなりえないであらう。たゞ之を社會經濟上の問題として見る時は、かくの如き運搬費用はなるべく少くして、生産者價格と消費者價格のなるべく接近することが望ましい。

この種の運送費用は主として農家から移出地への距離に比例すべく、またその地方における一般勞賃または運賃に左右されるであらう。何れにせよ、その地方の特殊事情によるところ大なるものではあるが、併しまたその間に何等かの一般性を求むることは不可能であらうか? いま主要移出地における搬出費用を、府縣ごとに總括して表示すれば第九表の如くなる。

各府縣内における相違は、この表には示されてゐないが、各地によつて相違あること言ふまでもない。府縣別の最高について見る時は、栃木縣の一五錢から秋田・山形・福井縣の五〇錢までにわたり、二〇―三〇錢を最多とし、全國平均二九・三錢となる。之に對して縣別の最低は、富山

第九表 農家より移出地への搬出費用（一俵、錢單位）

府 縣	最 高*	最 低*	平 均*	府 縣	最 高*	最 低*	平 均*
青 森 (三)	二〇・〇	二〇・〇	八・三	石 川 (六)	四〇・〇	五・〇	一三・二
岩 手 (五)	二五・〇	三〇・〇	九・八	福 井 (六)	五〇・〇	四・〇	八・八
宮 城 (五)	三五・〇	二〇・〇	一二・〇	滋 賀 (三)	二〇・〇	三・〇	九・三
秋 田 (五)	五〇・〇	五〇・〇	一二・〇	岡 山 (六)	二〇・〇	二・〇	八・五
山 形 (五)	五〇・〇	五〇・〇	一二・〇	山 口 (四)	二〇・〇	三・〇	七・八
福 島 (六)	二五・〇	三〇・〇	一〇・八	香 川 (二)	二〇・〇	四・〇	八・五
茨 城 (四)	二五・〇	三〇・〇	八・八	佐 賀 (一)	二〇・〇	七・〇	一三・〇
栃 木 (一)	一五・〇	四〇・〇	一〇・〇	熊 本 (七)	四〇・〇	二・〇	一〇・〇
千 葉 (六)	二五・〇	五〇・〇	一一・〇	大 分 (二)	三五・〇	三・〇	一〇・八
新 潟 (六)	三〇・〇	三〇・〇	一一・三	平 均 (八)	二九・三	三・五	一〇・二
富 山 (五)	二〇・〇	一〇・〇	八・二				

* 最高、最低とはその縣數ヶ所中の最高最低、平均とは各地における平均の縣内平均である。

縣の一錢より佐賀縣の七錢までの間にあつて、三―五錢を最多とし、全國平均三・五錢となる。最後に縣内平均は山口縣の七・八錢より石川縣の二三・二錢にわたり、八―一二錢を普通とし全國平均一〇・二錢を示す。之によつて全國的に概言せば、最高約三〇錢より最低約三錢におよび、平均において一〇錢内外であると言ふことが出来る。即ち一石當り平均二五錢の搬出費用を要することとなり、米價一石二十五圓の場合にはその約一%に相當する。

この種の運送費用は、大體において米價の變動に伴つて變動するものではない。従つて絶対額

のほど一定せる運送費用は、米價の高き時は相對的に低率となり、米價の低き時は相對的に増大する。例へば右の一石當り二十五錢の農家搬出費は、米價一石二十五圓の時は、その一%を占めるが、米價一石五十圓に騰貴するならば、それは僅かに〇・五%を占むるに過ぎない。たゞし現實には、この場合に多少の運賃騰貴は免れ得ないであらう。たゞそれが米價變動の程度と必ずしも比例せず、また變動の頻度において兩者は全く比較すべくもない。従つて米價騰貴の場合における運賃の低率と、その低落の場合における運賃の高率とは、常に現はるゝ事實であると言はねばならぬ。

八、結 論

蒐集組織の出發點としての農家の販賣につき、以上數節にわたつて論證しえた所を要約する。

(一) 農家の販賣が理論的にも歴史的にも比較的初期にとる形態は、產地仲買人を介在せしめて移出商人に連絡するものである。わが國の現状においては、產地仲買人は地方によつて全く存在せざるかまたは微弱なる所もあるが、大體においてはなほ重要な地位を占め、全體として四〇%内外はなほ買仲人に販賣されつゝある。之に對してその反對の極にある農家の共同販賣は、地方によつては八〇%に達する所もあるが、他方には殆んど全く行はれざる所もあり、全體としては二五%を占めて最も劣勢にある。兩者の間にあるのは移出商人への直接販賣であつて、三五%内外を占める。

(二)こゝに興味ある事實は、地方的に共同販賣の優勢なる地方は仲買人は劣勢であり、仲買人の優勢なる地方は共同販賣は劣勢である。今もしこの横の地方的關係が、そのまゝ縦の歴史的發展に適用さるゝとせば、共同販賣の優勢となるに従つて仲買人は次第に衰退するであらう。事實において、最近に至つて急速に進展しつゝある産業組合または農業倉庫による共同販賣の發展は、いたる所に産地仲買人排除の傾向を著しく現はしてゐる。果して然らば、農家販賣の重心が産地仲買人から共同販賣へと次第に變遷してゆく傾向にあるものではなからうか。

(三)主要移出地における標準的農家の一ヶ年販賣能力は、地方により甚だしく相違するが、全體としては小作二十五俵内外、自作六十俵内外、地主二百俵内外の數字が出でゐる。之に對して一回の販賣數量は、十俵内外を最多(四二・九%)とし四、五俵を次位(三一・二%)とするから、之から見て大體において農家は一ヶ年の販賣を四、五回以上に分割して販賣しつゝあることが認められる。

(四)けれども之をもつて今日の農家が一般に平均賣をなしつゝあるものと認めることは出來ない。今日の現状では主として一時賣の行はれつゝある地方四六に對し、主として平均賣をなしつゝある地方は二六に過ぎない。たゞ今日の動向としては一時賣の増加する地方一四に對して、平均賣の増加する地方は四九を示して明らかに優勢である。併し乍ら經營形態から見るときは一般に地主の平均賣と自作・小作の一時賣が行はれてゐる。自作・小作にあつては、平均賣の有利なることを認めるも、之をなしうるだけの金融力を有たぬからであらう。

(五) 取引の建値は商業上の理想からは生産者から消費者まで縦に統一さるゝを可とし、少くとも農家の販賣建値は移出先の正米市場と一致するを可とする。然るに實際には俵建によるもの五〇%以上を占め、石建によるもの三三%、一駄建一四%、その他扱十貫一俵建によるものさへある。この種の建値は都市正米市場とは勿論、十研建の白米小賣市場に對しては、殆んど明らかなる連絡を絶たれてゐる。

(六) 農家より賣出しに出るか商人より買出しに廻るかは、時の事情と所の慣習によりて各々相違するけれども、一般的には商人の買出しを主とする地方六四%に對して、農家の賣出しを主とする地方は三〇%にすぎない。兩者の何れが公正なる取引を期待しうるかは、必ずしも斷定的には言へない。問題はむしろそれよりも配給組織の如何にあつて、共同販賣の發達する時または生産地市場イチバの成立する時は、兩者の何れが行はるゝに拘らず、取引は比較的に公正を期待しうるであらう。

(七) 農家の販賣が現金取引であるか、前拂または後拂の何れかによるかは、問屋または商人の金融力を商品取引の上に反映せしむるか否かの點から見て重要である。地方により府縣によつて相違はあるが、全體としては現金取引は最も優勢であつて六五%を占める。けれども前拂によるもの二三%、後拂によるもの一二%を占め兩者を合して三五%までは尙ほ問屋または商人の金融力の下にあつて、そこでは必ずしも公正なる販賣を期待することは出来ない。こゝに地主金融とは別に農家金融の問題が残されてゐる。

(八)最後に農家から移出地への物的移動は、今日すでにその四五%以上は専門業者の手に移り農家自身の手によつて搬出さるゝものは僅かに二五%、商人の手によるもの約三〇%である。搬出に要する費用は、一俵最高三十錢最低三錢五厘、平均において約十錢、一石二十五錢に當り、米價二十五圓の場合にはその約一%を要することゝなる。交通機關の發達が次第に農村にまで浸潤し、ことに最近に至つて自動車運送業の急速に進展する結果として、この運搬が次第に専門業者の手に移るべき傾向は、今後もますます顯著となるであらうし、それだけ農家の勞賃所得は削減される結果となるであらう。

以上、農家の販賣に關する諸問題について、その現狀を明らかにすると共に、その動向をも看過せざらんことを努めてきた。併し乍らかゝる現狀または動向に對して、いかなる政策をとり對策を立てるべきかの問題は、この小論の範圍外に屬する。こゝではたゞかゝる政策論の前提となり基礎となるべき諸問題を取扱つたに過ぎない。(完)

附記 この小論の資料を提供せられたる關係府縣の穀物検査所、同支所、同出張所等に對して重ねて感謝の意を表す。同時に下記の三ヶ所の報告は時日上遂にこの研究に包含し得なかつたことを遺憾とし深く謝する次第である。宮城縣穀物検査所石巻派出所、大分縣穀物検査所竹田支所、青森縣農産物検査所。